

香芝市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 8 号

香芝市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市福祉事務所事務分掌規則（平成 5 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「福祉部及び健康部の組織」を「健康福祉部及び子ども家庭部の組織（健康衛生課、国保医療課及び保育幼稚園課を除く。）」に改める。

第 3 条第 2 項中「福祉部長」を「健康福祉部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。